

特別支援教育の充実に向けて

～特別支援教育コーディネーターとの連携を通して～

障害の有無にかかわらず、子どもが本来持っている力を最大限に伸ばすためには、すべての教職員が一人一人に応じたきめ細かな指導・支援を行うことが大切です。

その中でも、障害のある子どもが、地域社会の一員として生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、幼児期から学校卒業後まで、合理的配慮を含めた指導・支援に関する情報を引き継ぎ、一貫した支援を行っていくことが求められています。

各校の支援体制においては、特別支援教育コーディネーターを中心として、組織的に指導・支援を進めることが大切です。

特別支援教育コーディネーターの主な役割には、次のようなものがあります。

特別支援教育コーディネーターの主な役割

<小・中学校等及び高等学校において>

1 校内支援体制の整備・運営に係る調整

- (1) 児童生徒の実態把握と情報収集を含む校内委員会の計画・運営
※**個別の教育支援計画**（個別の指導計画を含む）の運用を含む
- (2) 組織的な引継ぎの方法の計画・運営
- (3) 校内の関係者や関係機関等との連絡調整

2 学級担任・保護者への支援

- (1) 学級担任への助言
- (2) 保護者との相談



<特別支援学校において>

1 校内支援体制における連絡調整

- (1) 校内の関係者や関係機関等との連絡調整
- (2) 指導・支援状況の確認と支援体制の調整

2 センター的機能の推進

特別支援学校では、小・中学校等及び高等学校における特別支援教育コーディネーターの役割が、各校の実情に応じて校務分掌等に位置付けられ、関係する教職員により分担されています。

このような中でも、特別支援教育コーディネーターは、必要に応じて、適切に校内外の関係者をつなぎ、検討の場を調整するなどの役割を担います。また、その後の状況を定期的に確認し、指導・支援における役割分担の見直しを図るなど支援体制の調整を行います。

「**個別の教育支援計画**」の作成・活用等において、特別支援教育コーディネーターと担任等とが十分に連携を図ることが、指導・支援の充実につながります。

「個別の教育支援計画」の作成と活用において

A中学校の場合

※ ここでは中学校の例を示していますが、小学校や高等学校等においても流れや留意点については同様ですので、各校の実情に合わせて、見直しの参考にしてください。

作成するだけでなく、情報を共有して指導・支援に生かすことが大切なんだね。



A中学校では、小学校から引継ぎを受けた生徒や支援が必要と思われる生徒について「個別の教育支援計画」を活用しながら指導・支援をしています。担任は特別支援教育コーディネーターと連携しながら、保護者や関係機関等との情報共有を図っています。



担任

- ・小学校や前学年から引継ぎがあった「個別の教育支援計画」の内容を確認する。
- ・学習や生活の様子を観察する。

例) うまくいっている状況、つまづいている中でもうまくいっている状況 等

- ・面談を通して、本人・保護者の願いや、本人の好きなこと、得意なこと、困っている状況等を聴く。

- ・指導目標や手立て、合理的配慮等を検討する。
- ・「個別の指導計画」の内容を、教科担任、保護者等と共有する。

- ・指導目標や手立てに基づき、関係職員等と協力して指導・支援を行う。
- ・指導・支援の状況や生徒の行動を記録する。
- ・保護者と情報共有をする。

- ・生徒の変容から、指導目標や手立てが適切であったか等を評価する。
- ・目標の達成につながった要因を振り返る。

- ・評価を基に、指導目標や手立て、合理的配慮等について見直しを図る。

- ・保護者の同意を得た上で、「個別の教育支援計画」を用いて、指導目標や手立て、合理的配慮等を新学年や進路先に引き継ぐ。

特別支援教育コーディネーター

- ・関係職員から生徒の情報を集める。
- ・担任と共に、生徒の困難さの状況や行動等の背景や要因を考える。

- ・必要に応じて面談に同席し、担任と共に、本人・保護者の願いや考えを丁寧に聴く。

- ・校内委員会を企画・運営し、話し合いの場を設ける。
- ・「個別の指導計画」の作成や評価の場面で、担任と共に指導目標や手立て等を検討する。
- ・指導・支援の状況の把握に努め、必要に応じて担任等に助言する。

- ・必要に応じて関係機関等との連携に向けた連絡調整をする。例) SC・SSW、特別支援学校 等

特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校では、地域の各校からの要請に応じて障害のある児童生徒の教育に関する支援を行っています。

- ・円滑に引継ぎが行われるよう、管理職に報告・相談しながら、連絡調整をする。

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は…

「個別の教育支援計画」は、障害のある子どもに対して、長期的な視点で一貫した支援を行うことを目的に、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と情報の共有を図りながら作成・活用するものです。本人・保護者の願いや将来の希望を踏まえ、それぞれの関係機関の取組や役割を整理し、支援の全体像を示します。なお、合理的配慮についても明記することが大切です。

「個別の指導計画」は、一人一人の実態に応じた適切な指導・支援を計画的、組織的に行うために、具体的な指導目標、指導の手立て等を明確にしたものです。

作成したこれらの計画は、本人・保護者の同意を得た上で適切に引き継ぎ、幼児期から学校卒業後までの切れ目ない支援に生かすことが大切です。

本県では、「支援機関一覧」と「個別の指導計画」が一体化した「個別の教育支援計画」を参考様式として示しています。様式は、栃木県教育委員会事務局特別支援教育室のWebサイトからダウンロードできます。



保護者と共に…

「個別の教育支援計画」（個別の指導計画を含む）を作成する際には、保護者と十分相談しながら、子どもの育ちや成長を共有することが大切です。学校と家庭が信頼関係を構築し、連携して支援を行えるよう、以下のことを行いましょう。

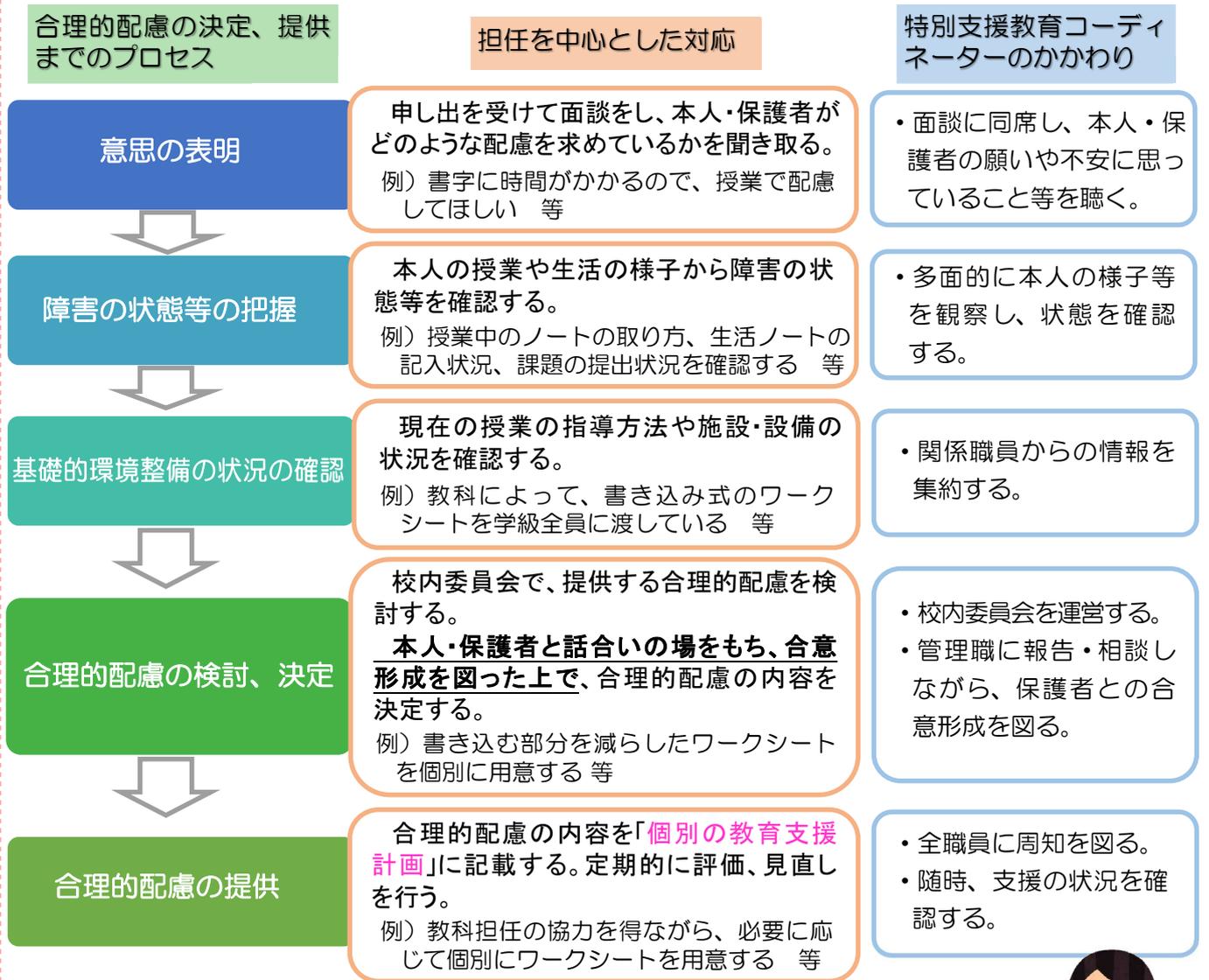
- 「個別の教育支援計画」の作成・活用の意義（作成・活用することのよさ）について説明する。
- 子どもの育ちや家庭での様子、子どものよいところなどについて、保護者の話に耳を傾ける。
- 日頃から、子どもの成長やうまくいっているところ（できていること、このような状況ならできるといったことなど）について保護者と分かち合う。

「個別の教育支援計画」を活用して、指導・支援の状況や子どもの変容等を確認し、年度末には新学年や進路先へ支援情報を確実に引き継いでいきましょう。



合理的配慮の提供に当たって

A中学校では、本人・保護者から合理的配慮を求める申し出があった場合等に、学校として以下のような流れで対応しています。



保護者との面談では、話しやすい雰囲気を作り、保護者の考えをよく聴くよう努めています。また、学校でできることを丁寧に伝えながら、お互いに納得した支援が行えるように話し合いを重ねています。



特別支援教育コーディネーター

合理的配慮の提供における留意点

障害者差別解消法の施行(平成28年4月)により、国公立の学校においては、「合理的配慮の提供」が法的義務となっています。合理的配慮は、本人・保護者からの意思の表明に基づくものですが、意思の表明がない場合でも適切な対応に努めることが大切です。

- ・合理的配慮の決定、提供までのプロセスを確認しながら、丁寧に進めましょう。
- ・本人・保護者との建設的対話を重ねながら、提供する合理的配慮の内容を検討しましょう。

